



平成 29 年 8 月 8 日

各 位

上場会社名 セメダイン株式会社
代表者名 代表取締役社長 岡部 貫
(コード：4999、東証第 2 部)
問合せ先 取締役管理本部長 栢野 宣昭
(TEL. 03-6421-7411)

子会社の異動、子会社における特別利益及び 特別損失の発生に関するお知らせ

当社の 100%出資の子会社であるセメダインオートモーティブ株式会社（以下「CAC」といいます。）は、本日、CAC の米国子会社である CEMEDINE AUTOMOTIVE NORTH AMERICA CO., LTD.（以下「CAN」といいます。）が Kaneka Americas Holding, Inc.（以下「KAH」といいます。）を割当先として持分を割り当て、その出資を受けること（以下「本増資」といいます。）を決定し、当社においても同様の承認をいたしました。

これにより、当社の完全子会社である CAN が当社の連結子会社から持分法適用関連会社へ異動しますので、お知らせいたします。また、CAC において、特別利益および特別損失が発生いたしますので併せてお知らせいたします。

記

1. 異動の理由

当社は、当社グループの米国事業の強化へ向けて、CAN における事業運営の効率性の向上と経営管理体制の強化を図る観点から、様々な方策の検討を行って参りました。その上で、当社の親会社である株式会社カネカ（以下「カネカ」といいます。）の米国子会社である KAH から CAN が出資を受け入れた上で、両社の間接部門の共通化を進めることにより、両グループの事業運営の効率性の向上を図るとともに、当社の米国事業における経営管理体制の強化を図ることが、当社グループの企業価値増大に資すると判断し、カネカとの協議及び交渉の上、本増資の実施を決定いたしました。

本増資の実施に伴い、CAN は当社の連結子会社から持分法適用関連会社へ異動することが予定されております。

2. 本増資の方式

カネカの米国子会社である KAH が CAN に対して平成 29 年 10 月 1 日付で 1,050 千米ドルを出資することにより、CAN の持分の 51.0%を取得することを予定しております。これに伴い、当社及びその子会社による CAN への出資比率は 49.0%となり、CAN は当社の連結子会社から持分法適用関連会社へ異動する予定であります。

なお、本増資の実施に先立って、以下の①から③に記載の取引を実施することを予定しております。

- ① CAC が CAN に対して保有する債権 9 億円を CAN へ現物出資して CAN の資本（資本剰余金）に振り替えることにより、CAN の債務超過状態を解消する。
- ② 当社が米国に設立する当社 100%出資の SPC（名称未定。以下「本 SPC」といいます。）に対して、CAC が自らの保有する CAN の株式の全てを現物出資することにより、本 SPC が CAN の 100%親会社となる。
- ③ CAN をコーポレーションから LLC へと組織変更する。

3. 異動する会社の概要

(1) 名 称	CEMEDINE AUTOMOTIVE NORTH AMERICA CO., LTD. (注1)		
(2) 所 在 地	2142 Western Avenue, Cincinnati, OH 45214		
(3) 代表者の役職・氏名	CEO Bill Phenicie		
(4) 事 業 内 容	自動車事業における接着剤類およびその加工品の開発、製造、販売		
(5) 資 本 金	1,000 千米ドル		
(6) 設 立 年 月 日	平成 25 年 1 月 8 日		
(7) 大株主及び持株比率	セメダインオートモーティブ株式会社 (注2)		
(8) 上場会社と当該会社との間の関係	資本関係	当社の完全子会社であるセメダインオートモーティブ株式会社が当該会社の全株式を取得しております。	
	人的関係	該当事項はありません。	
	取引関係	該当事項はありません。	
(9) 当該会社の最近 3 年間の経営成績及び財政状態			
決 算 期	平成 26 年 12 月期	平成 27 年 12 月期	平成 28 年 12 月期
純 資 産	△1,727 千米ドル	△4,475 千米ドル	△5,822 千米ドル
総 資 産	2,028 千米ドル	560 千米ドル	3,660 千米ドル
1 株当たり純資産	20,282 米ドル	5,608 米ドル	36,608 米ドル
売 上 高	1,370 千米ドル	2,401 千米ドル	3,269 千米ドル
営 業 損 失 (△)	△1,471 千米ドル	△778 千米ドル	△1,019 千米ドル
経 常 損 失 (△)	△1,429 千米ドル	△796 千米ドル	△1,347 千米ドル
親会社株主に帰属する 当期純損失 (△)	△1,429 千米ドル	△2,748 千米ドル	△1,347 千米ドル

1株当たり 当期純損失(△)	△14,294米ドル	△27,481米ドル	△13,470米ドル
-------------------	------------	------------	------------

(注1) 本増資の実施前に、CANをコーポレーションからLLCへと組織変更することを予定しております(上記2.③ご参照)。

(注2) 本増資の実施前に、CACは自らが保有するCANの株式の全てを本SPCに現物出資し、本SPCがCANの100%親会社となることを予定しております(上記2.②ご参照)。

4. 増資引受先の概要

(1) 名 称	Kaneka Americas Holding, Inc.	
(2) 所 在 地	6250 Underwood Rd, Pasadena, TX 77507	
(3) 代表者の役職・氏名	取締役社長 藤井 一彦	
(4) 事 業 内 容	カネカグループの米州における統括会社	
(5) 資 本 金	212百万米ドル	
(6) 設 立 年 月 日	平成24年4月1日	
(7) 純 資 産	225,873千米ドル(平成29年3月期)	
(8) 総 資 産	375,200千米ドル(平成29年3月期)	
(9) 大株主及び持株比率	株式会社カネカ(100%)	
(10) 上場会社と当該会社との間の関係	資本関係	該当事項はありません。
	人的関係	該当事項はありません。
	取引関係	該当事項はありません。

5. 日程

CANの取締役会決議日	平成29年8月8日
CANの株主総会決議日	平成29年8月8日
CACのCANに対する債権の現物出資に係る取締役決議日	平成29年8月8日
出資の効力発生日	平成29年10月1日(予定)

6. 支配株主との取引等に関する事項

(1) 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針との適合状況
本増資は、当社の親会社であるカネカの完全子会社であるKAHとの取引であり、当社と同一の親会社をもつ会社等との取引であるため、支配株主との取引等に該当します。

当社は、平成 29 年 7 月 7 日に開示したコーポレート・ガバナンス報告書の「支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」で、「親会社を含む関連当事者との取引決定にあたっては、市場価格等を参考に合理的な価格とし、少数株主保護の観点から問題がないことを確認する方針としております。」と記載しております。

本増資においては、少数株主の利益を不当に害することのないよう、以下の「(2) 公平性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項」及び「(3) 当該取引等が少数株主にとって不利益なものでないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要」に記載の措置を講じており、かかる対応は上記指針に適合しているものと考えます。

(2) 公平性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項

当社は、本増資に係る諸条件の公正性・妥当性を確保するため、当社及びカネカから独立した第三者算定機関である株式会社ブルータス・コンサルティング（以下「本算定機関」といいます。）に出資価額の算定を依頼し、算定結果を取得しております。本算定機関は、出資価額の算定にあたり、CAN が非上場会社であることから、CAN が算定した事業計画における収支見込をベースに、将来生み出すことが可能なフリーキャッシュフローの現在価値を算定する DCF 法を採用しております。本増資に係る出資価額は、本算定機関が算定した企業価値を下回らない範囲内で、当社とカネカとの間の協議により決定しております。

当社取締役のうち、カネカの役員等兼務する岡部貫氏及び大津功氏の 2 名については、公正性及び客観性の確保と利益相反の疑いの回避の観点から、当社とカネカとの協議及び交渉に参加せず、本増資の承認に関する取締役会の審議及び決議にも参加しておりません。本増資の承認に関する取締役会には岡部貫氏及び大津功氏を除く取締役の全員及び監査役の全員が出席し、本算定機関からの算定結果を踏まえ、本増資に関する諸条件について慎重に検討いたしました。その結果、本増資は当社グループの企業価値の向上に寄与するものであり、また、本増資の諸条件は妥当であると判断し、本増資を、決議に参加した取締役の全会一致で承認いたしました。かかる審議に参加した監査役 4 名は、いずれも本増資について異議がない旨の意見を述べております。

以上より、当社の取締役会は、本増資に係る諸条件の公平性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置を十分に講じているものと判断しております。

(3) 当該取引等が少数株主にとって不利益なものでないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要

本増資は（1）で上述のとおり支配株主との取引等に該当するため、当社は、支配株主との間に利害関係を有しない当社の独立役員である社外取締役及川隆夫氏及び小町千治氏より、平成 29 年 8 月 8 日付にて、以下の①から③に述べる点を総合的に勘案し、本増資においては公正な手続を通じて少数株主の利益への十分な配慮がなされていると判断する旨の意見を書面にて受領しております。

① 本増資の目的の合理性

本増資は、当社グループ及びカネカグループの米国事業に係る経営資源を集中させ、両グループの事業運営の効率性の向上を図るとともに、当社の米国事業における経営管理体制の強化を図ることを目的とするものであるところ、このような目的は CAN を含む当社グループの企業価値向上に繋がるものであると考えられ、当社及び CAN の経営環境に照らして合理的であると考えられる。

② 本増資に係る検討、協議及び交渉過程の公正性

本増資の実施に際しては、公正性及び客観性の確保と利益相反の疑いの回避の観点から、当社役員のうちカネカの役職員を兼任する岡部貫氏及び大津功氏が当社とカネカとの協議及び交渉には参加せず、本増資に関する議案についての当社取締役会での審議及び決議に参加をしておらず、また当社は弁護士及び税理士等に対し手続の適法性や会計・税務上の影響額について随時相談及び協議を行っていることに照らせば、本増資に係る検討、協議及び交渉の進め方は、全体として公正かつ適切なものだと考えられる。

③ 本増資の出資価額の適切性

本増資の出資価額については、支配株主から独立した第三者算定機関による算定額を下回らない範囲内で決定されており、また、第三者算定機関が株式価値評価に用いた算定方法や株式価値評価の前提となる数値等について、特に不合理な点は見受けられないことから、本増資の出資価額は公正な価格であると考えられる。

7. 今後の見通し

上記2①に記載の CAC から CAN に対する債権の現物出資に伴い、当該債権について CAC の個別決算において過年度において計上しておりました貸倒引当金を取り崩し、貸倒引当金戻入益 850 百万円（見込み）を CAC において特別利益に計上するとともに、当該現物出資により取得した CAN 株式を現在価値まで減損し、子会社株式評価損 800 百万円（見込み）を CAC において特別損失に計上いたします。

これらの特別損益は連結決算においては相殺消去されるため、連結業績への影響は軽微であります。

また、平成 30 年 3 月期の連結業績見通しについては、本日開示いたしました「業績予想に関するお知らせ」をご覧ください。

以 上